

2026（令和8）年7月14日

〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15階
埼玉地方最低賃金審議会
会長 野崎 正 様

埼玉弁護士会
会長 菊地 陽一
（公印省略）

「最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差の是正を求める会長声明」のご送付に
ついて

当会は、2026（令和8）年7月14日付けで別紙のとおり、「最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差の是正を求める会長声明」を発表しましたのでご送付申し上げます。

つきましては、同声明の趣旨をふまえたご対応をお願い申し上げます。

最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差の是正を求める会長声明

- 1 当会は、これまでも繰り返し、最低賃金法が定める「労働者の生活の安定」及び「労働力の質的向上」を達成し、さらには深刻化している貧困と格差の拡大の問題を解決するため、最低賃金額の大幅な引き上げを求めてきた。

これに対し、直近では、2024 年に全国加重平均で 51 円の引上げ（前年度比 5.08%の引上げ率）、2025 年に同 66 円の引上げ（前年度比 6.3%の引上げ率）がされ、すべての都道府県で最低賃金額が 1000 円を超えた。埼玉県も、2025 年には 63 円の引上げが行われ、現在 1141 円となっている。

しかしながら、埼玉県の最低賃金額は、一般労働者の所定内労働時間である 147.3 時間（厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和 7 年分結果確報」）で月収換算すると、17 万円程度にしかない。全国労働組合総連合が公表している「最低生計費試算調査」によれば、さいたま市における最低生計費は 27 万円程度（2024 年調査時点）とされていることからしても、現在の最低賃金額では、未だ十分な額に達しているとはいえない。

加えて、総務省が公表する消費者物価指数は、2025 年平均で 2020 年を 100 として 111.9、前年比 3.2%の上昇となっており、ここ数年の物価高騰の傾向は未だ続いている。他方、2025 年における実質賃金指数は、前年比 1.3%の減少（上記厚生労働省統計調査、事業所規模 5 人以上の現金給与総額）となっており、賃金の上昇が近年の物価の上昇に追いついていない。

このような状況を踏まえれば、更なる最低賃金額の大幅な引上げは必要不可欠である。

政府も、2025 年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」において、「最低賃金を着実に引き上げ、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける」という方針を掲げるなど、最低賃金額の早期引上げの必要性を認めてきた。2025 年 10 月に発足した高市内閣は、この目標を継承することに慎重な姿勢を示しているが、最低賃金額が 1500 円となった場合でも、月収換算すると 22 万円程度であり、上記でも触れた最低生計費を満たしていないのであって、最低賃金額の早期引上げの必要性は何ら否定されるものではない。

以上のとおり、物価の上昇を上回る賃上げが実現されていない現状を改善し、すべての労働者の賃金の底上げを図るため、本年も最低賃金額を大幅に引き上げるべきである。

- 2 さらに、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも重大な問題である。

埼玉県においても、隣接する東京都の最低賃金額が 1226 円であり、埼玉県と 85 円もの差があることから、県外への労働力の流出を引き起こしかねない状況が続いている。

地域別最低賃金の重要な考慮要素とされる最低生計費について、前述の「最低生計費試算調査」によれば、地域間格差はほとんどないことが明らかとなっており、地域別最低賃金の役割、立法事実は既に失われている。

このような現状に鑑みれば、特に地方の最低賃金額を大幅に引き上げ、地域間格差を速やかに是正することが必要であり、その実現のため、全国一律最低賃金制度の実施が検討されるべきである。

- 3 ただし、最低賃金額を引き上げる環境を整備するためには、引上げの影響を大きく受ける中小企業への配慮・支援が不可欠である。

中小企業は大手企業に比べて賃上げや労働条件改善に対する余力が乏しい上、物価高は、人々の生活のみならず、中小企業の経営にも大きな打撃を与えている。

そのため、政府は、中小企業を広く対象とした減税、社会保険料の減免、補助金の支給といったきめ細やかな支援策や、人件費等の上昇を反映させる取引適正化のための措置を講じ、中小企業の倒産や雇用の縮小を招くような事態を回避すべきである。

- 4 よって、当会は、2026年の最低賃金改定額の決定にあたり、中央最低賃金審議会、埼玉地方最低賃金審議会及び埼玉労働局長に対しては、最低賃金額を大幅に引き上げる答申・決定をするよう求め、国に対しては、中小企業への十分な支援策を講じるとともに、最低賃金法の改正を含めた全国一律最低賃金制度の実施を可及的速やかに検討するよう求める。

2026（令和8）年7月14日

埼玉弁護士会会長 菊地 陽一